

職員による学校徴収金の着服及び懲戒処分について

千葉市立真砂中学校に在籍していた職員による学校徴収金の着服が判明し、当該職員を処分しましたので、お知らせします。

1 被処分者及び処分内容

(当事者)

所属名	職名	年齢	性別	処分内容
稲毛区小学校 (前千葉市立真砂中学校)	主任主事	34歳	男	免職

(管理監督者)

所属名	職名	年齢	性別	処分内容
千葉市立真砂中学校	校長	59歳	男	減給1/10 3月
花見川区中学校 (前千葉市立真砂中学校)	教頭	58歳	男	減給1/10 1月

2 処分年月日

平成31年4月25日(木)

3 事案の概要

当事者は、真砂中学校に在籍中の平成30年9月から平成31年3月にかけて、生徒の保護者から集めた学校徴収金の一部を着服し、遊興費及び生活費に充てていたものである。

4 着服金額

4,669,750円

5 経緯等

平成31年4月9日、人事異動により新しく真砂中学校に着任した事務職員が、本来あるべき学校徴収金に関する通帳がそろっていないことを不審に思い校長へ伝えた。

校長は、通帳を保管していた当事者にその所在を確認したところ、勝手に持ち出していたことが判明した。

校長が銀行へ残高照会を行った結果、修学旅行積立金の通帳残高の不足が確認できたため、同13日に市教育委員会に報告した。同15日に当事者から聞き取りを行ったところ、修学旅行積立金の一部を着服し、遊興費及び生活費に充てていたことを認めた。

なお、着服金は、同校の当時の管理職が全額一時立替している。

6 今後の対応

- (1) 学校保護者説明会を実施し、職員の着服を謝罪するとともに修学旅行を予定通り実施することを説明する。
- (2) 当事者の告訴等について、警察署と協議を進める。

7 再発防止策

- (1) 新たに学校徴収金の取り扱いについて抜き打ちで調査するなど、監査体制を強化する。
- (2) 学校徴収金マニュアルの運用にあたり、特に重要なチェックポイントを追記し、管理職研修会等で周知徹底を図る。
- (3) 市教育委員会へ提出する「学校徴収金事務検査報告書」に通帳の写しを添付するなど、適正処理の確認を徹底する。
- (4) 不祥事防止のための校内事例集を作成し、校内研修の実施を徹底する。